

令和6年度 第11回西宮市農業委員会総会議事録

1. 日時： 令和7年2月20日（木） 午後2時30分から午後3時05分まで

2. 場所： 西宮市役所 第二庁舎 B405会議室

3. 出席者：

【委員】（14名）

（会長）	1番	松本	俊治
（委員）	2番	前田	豊
	3番	松本	強
	4番	中松	良友
	5番	高田	敏治
	6番	古塚	雅章
	7番	木下	勝博
	8番	亥野	祐一
	9番	芝辻	直和
	10番	奥村	幸弘
	11番	大前	有三
	12番	光岡	大介
	13番	松本	彌生
	14番	庄治	郁夫

【事務局】

（事務局長）守屋 貴幸 （主査）松谷 卓人 （主査）辻 のどか（主査）増尾 尚之
（産業文化総括室長）三村 嘉伸

4. 欠席者：0名

5. 傍聴者：0名

6. 議事案件：

- 【議案第20号】 西宮市農業委員会事務取扱要領の一部改正の件〈審議結果：承認〉
- 【議案第21号】 農地法第3条の規定に基づく許可申請の件〈審議結果：承認〉
- 【議案第22号】 生産緑地法第10条の規定に基づく生産緑地に係る農業の主たる従事者証明書交付の件 〈審議結果：承認〉
- 【議案第23号】 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定の件 〈審議結果：決定〉
- 【議案第24号】 租税特別措置法第70条の6第1項の規定に基づく相続税の納税猶予の適格者証明書交付の件 〈審議結果：承認〉

- 【報告第39号】 農地法第4条第1項第7号の規定に基づく届出受理の件
【報告第40号】 農地法第5条第1項第6号の規定に基づく届出受理の件
【報告第41号】 引き続き農業経営を行っている旨の証明書交付の件

7. 議事内容

午後2時30分 開始

- 議長 ご出席の皆様、本日は御苦勞様でございます。
定刻になりましたので、ただいまから、農業委員会総会を開会します。
本日の出席委員は14名です。定足の過半数に達していますので、本日の農業委員会総会は、成立しています。
- それでは、議事録署名委員について、私から指名させていただくことにして御異議ありませんか。
- 委員 (異議なし)
- 議長 異議なしとのことですので、13番 松本彌生委員 と14番 庄治委員を議事録署名委員に指名します。
それでは、これより議案の審議に入ります。
まず、議案第20号「西宮市農業委員会事務取扱要領の一部改正の件」を上程いたします。
事務局の説明をお願いします。
- 事務局 議案第20号について説明いたします。
今回の改正につきましては、条文誤りの訂正、添付書類の見直し及び業務の適正化を図るために行うものです。
【議案書朗読】
以上で議案の説明を終わります。
- 議長 事務局の説明は終わりました。本件に対してご質問、ご意見はございませんか。
- 委員 (質問、意見なし)
- なければ、議案第20号「西宮市農業委員会事務取扱要領の一部改正の件」のつきましては、改正することにして御異議ございませんか。
- 委員 (異議なし)
- 議長 御異議がありませんので、議案第20号につきましては、改正することとします。
続きまして、議案第21号「農地法第3条の規定に基づく許可申請の件」を上程します。
事務局から説明をお願いします。
- 事務局 議案第21号について説明いたします。
【議案書朗読】
今回の申請農地は資料のとおりです。
次に、資料「農地法第3条第2項各号の判断基準」をご覧ください。これは、農地法第3条第2項の第1号から第6号のいずれかに該当する場合は、原則申請を許可できないため、各号それぞれに該当しないと判断した理由をお示しするものです。
--- 資料朗読 ---
本資料のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を全て満たすと考えております。以上で議案第21号の説明を終わります。

議長 事務局の説明は終わりました。
次に、地元委員の説明をお願いします。
木下委員、お願いします。

木下委員 議案第 2 1 号について説明いたします。
申請農地については、配布の地図のとおりです。
申請内容は、農地法第 3 条の規定に基づき、農地のまま所有権の移転を行うというものです。
申請者は、地元で農業を長年にわたって営んでおり、農業実績もあり、生産意欲も高く、また農業に必要な機械を持っておられ、許可されても問題はないと考えます。
以上で、地元委員の説明を終わります。

議長 地元委員の説明は終わりました。
本件に対して、御質問、御意見はありませんか。

委員 (質問、意見なし)

議長 なければ、議案第 2 1 号「農地法第 3 条の規定に基づく許可申請の件」につきましては、許可することとして御異議ありませんか。

委員 (異議なし)

議長 御異議がないようですので、議案第 2 1 号につきましては、許可することとします。
続きまして、議案第 2 2 号「生産緑地法第 1 0 条の規定に基づく生産緑地に係る農業の主たる従事者証明書交付の件」を上程します。
事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第 2 1 号について説明いたします。
【議案書朗読】
生産緑地として指定されております本申請地の、農業の主たる従事者が、死亡により農業に従事することができなくなったため、市長に対して生産緑地の買取り申出をするにあたり、生産緑地法第 1 0 条の規定に基づき、農業委員会に対し、当該生産緑地に係る農業の主たる従事者に該当することについての証明書の交付申請がなされたものです。
以上で、議案の説明を終わります。

議長 事務局の説明は終わりました。
次に、地元委員の説明をお願いします。
古塚委員、お願いします。

古塚委員 議案第 2 2 号についてご説明いたします。
申請農地については、配布の地図のとおりです。
この農地は、耕作地として適正に管理されています。
以上で、地元委員の説明を終わります。

議長 地元委員の説明は終わりました。
本件に対して、ご質問、ご意見はありませんか。

委員 (質問、意見なし)

議長 なければ、議案第 2 2 号「生産緑地法第 1 0 条の規定に基づく生産緑地に係る農業の主たる従事者証明書交付の件」につきましては、交付することにして、ご異議ありませんか。

委員 (異議なし)

議長 ご異議がないようですので、議案第 2 2 号につきましては、交付することとします。
続きまして、議案第 2 3 号「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第 5 条第

1項の規定による農用地利用集積計画の決定の件」を上程します。

事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第23号について説明いたします。

【議案書朗読】

利用権設定とは、農地法によらずに農地の貸し借りを可能にするものであり、市街化区域以外の農地で適用されます。農地法第3条の許可要件との違いは、農地法第17条の賃貸借の法定更新に係る適用が無く、当初定めた貸し借りの期間が満了すれば、農地所有者に農地が戻ってくることです。当該手続きにおいて、権利関係を発生させるためには、市が作成した農用地利用集積計画を農業委員会総会で決定し、市が公告しなければなりません。

農地の場所につきましては、資料のとおりです。

次に、資料「農用地利用集積計画（案）」をご覧ください。

— 資料朗読 —

続きまして、本日配布しております、議案第23号当日配布資料「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（附則第5条第1項抜粋）」をご覧ください。

ここに規定されているとおり、耕作に供すべき農地の全てを効率的に利用して耕作の事業を行うと認められること、耕作の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること、が計画の要件になっており、この要件を全て満たすと考えております。

以上で議案の説明を終わります。

議長 事務局の説明は終わりました。

次に、地元委員の説明をお願いします。

高田委員、お願いします。

高田委員 議案第23号についてご説明いたします。

この農地は、耕作地として適正に管理されています。また、申請者は農業経験を積んでおり、農業に必要な機械を持っておられ、今回利用権設定を行うことは問題ないと思われま

す。以上で、地元委員の説明を終わります。

議長 地元委員の説明は終わりました。

本件に対して、ご質問、ご意見はありませんか。

委員 （質問、意見なし）

議長 なければ、議案第23号「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定の件」につきましては、決定することにして、ご異議ありませんか。

委員 （異議なし）

議長 ご異議がないようですので、議案第23号につきましては、決定することとします。

続きまして、議案第24号「租税特別措置法第70条の6第1項の規定に基づく相続税の納税猶予の適格者証明書交付の件」を上程します。事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第24号について説明いたします。

【議案書朗読】

申請地において、租税特別措置法第70条の6第1項の規定に基づき、相続税の納税猶予の適用を受けるにあたり、農業委員会に対し、相続人が納税猶予の適格者に該当することについて、証明書の交付申請がなされたものです。

以上で議案の説明を終わります。

議長 事務局の説明は終わりました。

次に、地元委員の説明をお願いします。

高田委員、お願いします。

高田委員 議案第24号についてご説明いたします。

申請農地については、配布の地図のとおりです。

これらの農地は、相続人により耕作地として適正に管理されております。

以上で、地元委員の説明を終わります。

議長 地元委員の説明は終わりました。

本件に対して、ご質問、ご意見はありませんか。

委員 (質問、意見なし)

議長 なければ、議案第24号「租税特別措置法第70条の6第1項の規定に基づく相続税の納税猶予の適格者証明書交付の件」につきましては、交付することにして、ご異議ありませんか。

委員 (異議なし)

議長 ご異議がないようですので、議案第24号につきましては、交付することとします。

これより報告案件に入ります。

まず、報告第39号「農地法第4条第1項第7号の規定に基づく届出受理の件」を報告します。事務局の報告をお願いします。

事務局 報告第39号について説明いたします。

【議案書朗読】

これらの農地は、すべて市街化区域内にあります。番号1・2・6については既に農地転用されており、長年経過しているため、原状復旧は不可能な状態であると判断しました。また、既に農地課税ではないことも確認しましたので、顛末書を提出いただいたうえで、事務局長専決により、届出を受理しました。番号3・4・5については、添付書類も含め法定要件を完備しておりましたので、事務局長専決により、届出を受理しましたので、報告いたします。

議長 事務局の報告は終わりました。

本報告に対し、御質問はありませんか。

委員 (質問なし)

議長 質問もないようですので、本報告は、この程度にとどめます。

続きまして、報告第40号「農地法第5条第1項第6号の規定に基づく届出受理の件」を報告します。事務局の報告をお願いします。

事務局 報告第40号について説明いたします。

【議案書朗読】

農地は市街化区域内にあり、添付書類も含め法定要件を完備しておりましたので、事務局長専決により、届出を受理しましたので、報告いたします。

議長 事務局の報告は終わりました。本報告に対し、御質問はありませんか。

委員 (質問なし)

議長 質問もないようですので、本報告は、この程度にとどめます。

続きまして、報告第41号「引き続き農業経営を行っている旨の証明書交付の件」を報告します。事務局の報告をお願いします。

事務局 報告第41号について説明いたします。

【議案書朗読】

現地調査の結果、すべて農地として耕作されていることを確認し、会長専決により証明書を交付しましたので、報告いたします。

議長 事務局の報告は終わりました。本報告に対し、御質問はありませんか。

委員 (質問なし)

議長 質問もないようですので、本報告は、この程度にとどめます。

以上で、本日予定しておりました報告案件はすべて終了しました。

これをもちまして、本日の農業委員会定例総会を閉会します。

午後 3 時 0 5 分 終了

上記議事録を正当と認め、署名する。

(議長)

(委員)

(委員)
